

水際緩和について

1. 外国人の新規入国制限の見直し（2月17日発表）

令和4年3月1日

○外国人の新規入国について、企業等の受入責任者の管理の下に、**観光目的以外の入国**を認める。

2. 水際措置の更なる緩和①（5月20日発表）

令和4年6月1日～（措置28）

【**入国者総数の上限を引き上げ**※ 10,000人/日→**20,000人/日**（目途）】

○各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、国・地域を3つに区分。

○入国者全員への**出国前の検査を維持**しつつ、入国時の検査で陽性率が低い国は、**入国時検査を行わず、待機不要**とする。

入国前の滞在国・地域	有効なワクチン接種証明書	出国前検査	入国前検査	入国時の待機期間
「赤」区分	×なし	☒ あり	☒ あり	3日間検疫施設待機＋施設検査陰性
	○あり	☐ なし	☒ あり	3日間自宅待機＋自主検査陰性
「黄」区分	×なし	☒ あり	☒ あり	（検査を受けない場合5日待機）
	○あり	☐ なし	☐ なし	
「青」区分	×なし	☒ あり	☐ なし	待機なし
	○あり	☐ なし	☐ なし	

※1 各区分ごとの国・地域数……赤0：黄色73：青128（R4.9.7以降）

3. 訪日観光実証事業の実施（5月17日発表）

令和4年5月24日～6月2日

【事業概要】○対象者：ワクチン3回目接種済の旅行者

○実施規模：全15ツアー（約50名）（1ツアーあたり4名以下）

○出発国：米国、豪州、タイ、シンガポール

○受入地域：都道府県の同意を得られた12県

○条件：民間医療保険への加入 等

4. 添乗員付きパッケージツアーの再開（5月26日発表）

令和4年6月10日～（措置29）

○外国人観光客の入国制限を見直し、**旅行業者等を受入責任者**とする

添乗員付きパッケージツアーの受入を開始。

※「**青**」区分の国・地域から入国する旅行者限定

※旅行者に対し、マスク着用をはじめとした「**ガイドライン**」の**内容遵守**を求める

ガイドライン策定（6月7日公表）

「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」のポイント（※2）

①感染拡大防止のために各観光関係者が留意すべき事項

②陽性者発生時を含む緊急時の対応

③**旅行業者等と顧客の連絡体制の構築（9月7日以降追記）**

水際緩和について

ガイドライン改定（9月2日公表）

5. 水際措置の更なる緩和②（8月31日発表）

令和4年9月7日～（措置32）

【入国者総数の上限を引き上げ※ 20,000人/日→**50,000人/日**（目途）】

- 出国前検査について、9月7日より入国前72時間以内の陰性証明書に代えて、日本政府の認めた有効なワクチン接種証明（3回）の利用を可能とする。（※1に準ずる）
- 外務省が水際対策における「青」「黄」「赤」区分見直し
- 外国人観光客の入国制限の見直し（6/10 観光庁ガイドラインの見直し）（※2）
ポイント ①添乗員を伴わないものを認める。②対象国・地域も全ての国・地域とする。

ガイドライン廃止（10月6日公表）

6. 水際措置の更なる緩和③（9月26日発表）

令和4年10月11日～（措置34）

【入国者総数の上限撤廃※ 50,000人/日→**無制限**】

- 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国について、入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めない。⇒**ERFSの廃止**

外国人観光客の入国について、パッケージツアーに限定する措置を解除。⇒**ガイドラインの廃止**

- 査証免除措置の適用再開

- 検査等の見直し（青・黄・赤の区分撤廃）

原則、入国時検査を実施なし、入国後の自宅又は宿泊施設での待機、公共交通機関不使用等を求めない。

全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）

又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出を求めることとします。

- 空港・海港における国際線受入の再開

現在、国際線を受入れていない空港・海港について、順次、国際線の受入を再開する。（現在10空港）

※国際線発着可能な空港：成田、羽田、関空、中部、福岡、新千歳、那覇、仙台（10/30）、広島（'23 1/4）、高松（11/23）